

本書の特色

- * 日本国憲法が独立国の体裁でないことを論証
- * 第九条の具体的改正案を解説付きで提示
- * 日本国憲法の制定過程と憲法改正運動の詳細年表付

世界的ジャーナリストのカレル・ヴァン・ウォルフレン氏は、世界三十ヵ国で出版されたといわれる『日本／権力構造の謎』（篠原勝訳）の下巻十一頁で、次のように、表記の著者、清原淳平氏の説を引用している。（部分縮小）

西洋の民主主義国家でも、民主主義という建て前で、権力主義的な行為がある程度隠べいされるが、それには限度がある。『悪者をたき出す』手があるし、法律に定められた制度的手続きを訴える手もあるからだ。日本では、両方の手段とも不可能である。憲法改正議員連盟の清原純平事務局長が述べるとおり、「欧米人は、法と現実の状況の間に大きな矛盾があると、不安になりがちだ。だから、彼らはつねに新しい状況に合うよう法律なり憲法を変えるよう勧められる。しかし日本人はそういうような矛盾を解消しようという思いには駆られない」

日本では、実際に履行されえない憲法があつても、それが問題だとは一般に思われない。逆に、今の憲法は、憲法改定が忌わしい戦前の条項の復活につながるのではないかと恐れる人びとにとつては望ましい。一方、権力者にとっても現実にそぐわない法律的な取決めを結ぶのに、現行憲法は都合がない。憲法が「システム」を支えるいろいろなインフォーマルな政治的な仕組みを維持するのに役立つからである。公然の批判や公の議論は必然的に表向きの「現実」に向かはれ、たいていの政治批判は、だれも真剣に受けとめない口先だけの理想論にすぎない。こうして、現実の力関係は安泰で手つかずというわけである。

日本に残された最大の課題

細川 隆一郎
(政治評論家)

先ごろの湾岸戦争でも、日本は憲法第九条にしばられてマゴマゴしているうちに、すべて終わってしまったではないですか。一三〇億ドルもの大金を出しても国際社会で発言力も得られなかつたではないですか。そして、いまだにPKO（国連平和維持活動）だPKF（国連平和維持軍）だともめている。東西両陣営が和解して新しい世界秩序が生まれつつあるのに、日本は主導権も持てない。国民の皆さん、これでよいのでしょうか。

このままでは、やがて日本は、「自分の国の都合しか考えない勝手な国よ」と、国際社会から仲間はずれにされてしまうことでしょう。それは将来、わが国の滅亡にもつながりかもしれません。しかば、滅亡を避けるにはどうしたらよいか。それには、自主憲法制定が大事な柱です。東欧やソ連でさえ憲法を改正して民心を一新しようとすると、日本は一体何をしているのでしょうか。

このたびの本は、憲法第九条については意見が分かれることから、清原さんの私見として出されたものですが、実に論理的でかつ分かりやすく、独立国の本質・要件を適確に衝

き、また、後半の第九条の具体的改正案も説得力があり、時いたって、わが国が第九条を

改正する時は、かくあるべしと思われますので、ぜひ御一読をと、お勧めする次第です。

（本書序文より抜すい）

憲法改正入門

・新書版上製カバー・240頁・定価980円

第九条の具体的改正案を提示

●ご注文は最寄りの書店におねがいいたします。
書店がお近くにない場合には、小社販売課宛に、書名・著者名・冊数を明記のうえ、お申し込みください。
その際送料実費をいただきますがご了承ください。

株式会社 ブレーン出版

〒101 東京都千代田区猿楽町1-3-1

電話 03(3293)1471(営業部)・振替 東京9-33382

注文書	憲法改正入門 清原淳平 著 定価980円 ()冊申込みます。	ご住所 ご氏名 お電話	取扱書店名
	〒101 株式会社 ブレーン出版 東京都千代田区猿楽町1-3-1 電話 03(3293)1471		

【目次】

序章 日本に残された最大の課題…………細川隆一郎
まえがき

一、国際社会の認識から大きくなっている日本

二、湾岸戦争を機会に、原理・本筋を正そう

第一章 日本国憲法は植民地憲法の典型

一、「憲法」というものの本質とその類型

二、「独立国憲法」と「植民地憲法」との区別

三、日本国憲法の制定手続きに、国際法違反の疑いがある

四、植民地時代のフィリピン憲法と、日本国憲法の類似性

五、軍事権や外交権を他国に委ねる体制は、独立国とはいえない。

六、「独立国とは何か」を認識しよう

七、この章の結び——自覚めよ日本人——

第二章 現行憲法第九条のどこに、いかなる問題がある

第三章 現行憲法第九条の規定をどのように改めるか

のか

現行第九条の八つの問題点を洗い出す

第三章 現行憲法第九条の規定をどのように改めるか

のか

現行第九条の八つの問題点を洗い出す



著者略歴
清原淳平（きよはらじゅんぺい）

昭和7年生。東京都出身。昭和31年早稲田大学卒、同33年同大学院修士課程修了。一時、元衆議院議長秘書。

その後、日本長老会事務局長、日本百歳会常務理事・事務局長などを経て、岸信介元総理を会長とする四団体の常務理事ないし事務局長。すなわち各界勲三等以上を会員とする〔財〕協和協会（現会長は福田赳夫元総理）、学者や専門家を中心とする「時代を刷新する会」そして自主憲法期成員連盟・自主憲法制定国民会議（現会長は木村睦男元参議院議長）など六団体の執行部の実務を兼務。

●日本国憲法と憲法改正運動年表
●世界各国の憲法改正回数

一、現行第九条を独立国にふさわしく四カ条に構成し直す

二、現行第九条は次のように改められるべきである

第三章 陸海空軍の指揮権、出動の要件、緊急事態対処規定の新設

一、陸海空軍の指揮権の明記

二、治安出動・戦闘出動を行う場合の要件

三、緊急事態への対処と危機管理体制の整備

中

機敏に時勢を見て動いたのと、本質的にはそれほど大きな変わりがないことを自覚するべきでしよう。

日本人が、先の湾岸戦争への対応で認識を誤り、世界の国々との間に乖離を生じてしまつた理由は何か。それは、総理大臣をはじめ政府や国会議員、そして民間の識者も口を揃えて論拠とした、現行憲法第九条〔戦争放棄規定〕に代表される「平和憲法」にあつたことは、否定できないところであります。

しかし、私は耳に快く響くこの「平和憲法」なるものの実態は、眞の独立国の体裁を持つものではなくて、自分の国の安全を他国に委ねるという典型的な形の「植民地の憲法」、ないしは「国際信託統治下の属領的憲法」であることを、これまでの章で論証して来ました。

つまり、日本人は、国際的に見て「植民地憲法」「非独立国憲法」であるものを、「平和憲法」という耳ざわりのよい美称を冠し、あたかも理想的な独立国憲法であるかのように錯覚しているところに、世界の国々の認識との間に大きな食い違いを生じている原因があります。さらに始末が悪いことには、こうした理にいまだに気がついて